

統計法による指定統計第30号

(1か月目)

この調査は統計法にもとづいて行われ、統計をつくるためにだけ使われるものです。税金など他の目的に使用されることはありません。

記入する前にお読みください

- 調査票にはあなたの世帯にふだん住んでいる人も入れて記入してください。
記入しなければならない人
世帯主
世帯主の続柄
世帯主以外の同居の親戚
世帯主以外の同居の親戚
世帯主以外の同居の親戚

この調査では、15才以上の人について月来1週間(1週間)に少なくとも1日以上の仕事をしただけで、何時間か働いた人、どのような仕事をしていたか、月来1週間のありのままの状態を記入してください。

- この1週間に仕事をしたかどうかの別
「仕事」というのは、収入(給料・賃金・手取り・労務費など)を生み出す仕事のことです。
収入の人が自家消費(食料や個人消費の商材・用品など)に従事した場合は、無給でも仕事をしたことになります。

- 「仕事の内容」欄(8欄から12欄まで)に記入する仕事について
この1週間に2つ以上の仕事をした人の場合
この1週間に1つの仕事をした人の場合
従業上の地位
勤め先・業主などの名称
勤め先・業主などの事業の種類
本人の仕事の種類

- この1週間に仕事をした時間
本宅・別荘・内職・家事の手伝い・臨時の仕事・アルバイトなどをした時間をすべて合算してください。
就業の時間と休憩の時間を合算して、合計してください。

この1週間に仕事をした時間(記入面7欄)についてのおおきき書(この欄は記入面7欄に1週間の時間数を記入するとのおおきき書として利用してください。)

Table with columns for days of the week and time spent working in hours and minutes.

Table for recording information for people under 15 years old, including household number, name, sex, and date of birth.

Main survey form for people aged 15 and over, containing 13 numbered sections for personal information, employment status, and work hours.

(2ヶ月目)

この調査は統計法にもとづいて行われ、統計をつくるためにだけ使われるもので、税金などの目的に使用されることはありません。また、調査員をはじめ調査の関係者が、この調査票に書かれた事項を他に知らずしては法律で罰せられておられますから、ありのままをご記入くださるようお願いいたします。

お願い

先月の調査にご協力いただきありがとうございました。引き続き今月の調査にもよろしくご協力ください。

記入する前にお読みください

- 調査票にはあなたの世帯にふだん住んでいる人もれなく記入してください。
記入しなければならぬ人
●家族
●住込みの雇い人
●専業主婦・専業主夫を伴っていない同居人
この人たちは旅行、入院、出張などで一時不在でも記入します。(留守符、下宿などから通学中の学生は記入しません。)

この調査では、15才以上の人について月来1週間に少くとも仕事をしたかどうか、何時間仕事をしたか、どのような仕事をしたか、月来1週間のありのままの状態を記入していただきます。たとえ、ふだん仕事をしないでも、この1週間に少くとも仕事をしたか、何時間仕事をしたか、どのような仕事をしたか、月来1週間のありのままの状態を記入していただきます。また、ふだんは会社に勤めているが、この1週間は勤め先を休んで、自家の農仕事を手伝えば、その農仕事について記入していただきます。もちろん、ふだんしている仕事をこの1週間にしなかった人、その仕事についての1週間の状態を記入していただきます。このように、ふだんの状態とこの1週間の状態とが異なる場合には、ふだんの状態ではなくこの1週間の状態を記入する場合は、お勤めの仕事をしている人か、それらの人の仕事をすることを目的として、その仕事の内容が月ごとのように変化しているかを正確にとらえるためです。

- 6 この1週間に仕事をしたかどうかの別
「仕事」というのは、収入(給料・賃金・手取り賃・賞与・退職金など)をもとにする仕事のことです。
家庭内の自家消費(農業や個人経営の酒造・工場など)に従事した場合は、無給であっても仕事をしたことになります。内職や臨時にされた仕事でも、ここですべて記入してください。
●おもに仕事...おもに勤め先や自家消費などの仕事をしていた場合
2 通学のかたわらに仕事...おもに通学して、はかばかして仕事をした場合は
3 家事などのかたわらに仕事...おもに家事などをしていたり、はかばかして仕事をした場合は
4 仕事を休んでいた...仕事を少しもしなかった人のうち、つぎの人をいいます。
ア 雇われている人、雇われていないが、所長や役員などのために仕事をしなかったが、給料・賃金をもらうことになっている場合
イ 自家消費で自分で経営する事業をもったままで、所長や役員などのために仕事をしなかったが、仕事を休みはじめてから30日にならない場合
5 仕事を休んでいた...仕事を少しもしなかった人のうち、仕事を休んでいないが、公共職業安定所に申し込んだり、新聞の求人広告に応募したりして、または事業をはじめるための資金、貸付、設備などの調達をしている場合
以前に求職活動をして、その結果を待っている場合も含みます。ただし、仕事があった場合、その仕事にすぐつづけることができる場合は除きます。
6 通学...少しも仕事をしないで、おもに通学していた場合
7 家事...少しも仕事をしないで、自分の家でも仕事や育児などの家事をしていた場合
8 その他(老齢者など)...1から7までのどれにもあてはまらない場合

- 「仕事の内容」欄(8欄から12欄まで)に記入する仕事について
●この1週間に2つ以上の仕事をした人の場合
●この1週間に1つの仕事をしていた人の場合
8 従業上の地位
「自家業主」とは、つぎのような人をいいます。
個人経営の商店主・工場主・農業主・開業医・弁護士・政治家・家庭教師・行商人など
9 勤め先・業主などの名称
別にお配りした「記入例」を参考にしてください。
10 勤め先・業主などの事業の種類
11 本人の仕事の種類
12 勤め先・業主などの企業全体の従業員数
●個人経営の農家や商店などの場合、従業員数には自家業主も忘れずに含めてください。
●農家や建設会社など、季節により従業員数が増減する場合は、現在の従業員数を記入してください。
13 転職などの希望の有無
●「転職・転職を希望する」とは、雇われている人が自分や事業を始めたか、先を来た先をいかなかったか、または、自家業主や家を手伝っている人が、勤め先にならなくなったか、商売をやめたか、または、転職を希望しているか、または、同じ会社の中で勤務地、職種、仕事の種類を変えたか、または、転職を希望しているか、または、その仕事に専念したいか、公共職業安定所に申し込んだり、新聞の求人広告に応募したりしている場合、または事業をはじめるための資金、貸付、設備などの調達をしている場合をいいます。

この1週間に仕事をした時間(記入欄7欄)についてのおおきき書

Table with columns for days of the week (日, 月, 火, 水, 木, 金, 土, 日) and rows for work hours (時間分). Includes instructions on how to record work time.

- 7 この1週間に仕事をした時間
●本業・副業・内職・家庭の手伝い・臨時の仕事・アルバイトなどをした時間をすべて含めてください。
残業や早出をした時間もすべて、含めてください。
ア 農業などで就業した時間は、耕作・除草・施肥などならん肥料の運搬・農具の手入れ・依頼など農業経営に直接つがる作業をした時間をすべて含めてください。
イ 雇用などで就業時間がはっきり定められないときは、開始から閉店までの時間から就業時間ない時間(食事や休憩などの時間)を差し引いて仕事をした時間を計算してください。
●自分の家の家事・無報酬の準仕事などをした時間は含めません。食事の時間・休憩時間・通勤時間なども含めません。

(A3)別・セ(7)

15才以上の人について記入する欄

Main data entry form with multiple columns for personal information (name, sex, birth date, marital status, occupation, etc.) and a large table for recording work hours by day.

統計局記入欄